

J R 東海労申第11号
2025年10月14日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 丹羽 俊介 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 淵上 利和

治療サポート休暇に関する申し入れ

会社は人勤第8号（2025年6月17日付）で、治療サポート休暇の取り扱いを発出している。しかし、その治療サポート休暇取り扱いで、新幹線関西支社が誤った取り扱いをしている事象が発生した。

従って、下記の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催すること。

記

1. 人勤第8号で、治療サポート休暇の取得可能対象者を、社員（専任社員及び契約社員を含む。性別は問わない。）としている。全社員が対象者とする考え方でいいのか明らかにすること。
2. 今回、新幹線関西支社から「出向社員は対象外」とした根拠を明らかにすること。
3. 組合はこの間も「出向者の労働条件は、本体社員の労働条件と同等とせよ」と強く主張してきた。今回の「治療サポート休暇について出向社員は対象外」とするならば、組合の主張とは相容れないことである。
したがって、出向社員もれつきとしたJ R 東海社員であり、本体社員の労働条件と同等に近づけるために、治療サポート休暇の対象者について出向社員も対象とすること。

以上